保存用

令和３年７月１日

会　員　各位

（一社）香川県トラック協会

７月の情報提供

（詳しい情報については、香ト協 HP 新着情報をご覧ください）

１．求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和 3 年 5 月分)・・・　２
２．香ト協理事・監事名簿（令和３年６月７日）・・・・・・・・・・・・・・・・・６
３．「歩行者ファーストかがわ２０２１」への参加案内と参加費助成について・・７
４．「全国安全週間　香川労働局長メッセージ」の周知について ・・・・・・・１０
５．ドライバーの新型コロナワクチンの接種に係る留意事項について・・・・・１６
６．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について・・・・・・１９
７．ドライバーにスクリーニング検査を受診させていますか？・・・・・・・・２２
８．乗務員講習会のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
９．「トレーラーの適正な使用等に係る研修会」のご案内・・・・・・・・・・３１
10. 全日本トラック協会優秀運転者顕彰候補者の推薦について ・・・・・・・３３
11. 就職氷河期世代の方向けの短期資格等取得コース事業・・・・・・・・・・３７
12. 低炭素型ディーゼルトラックの導入で補助金申請ができます ・・・・・・４２
13. 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～５つのポイント・４４
14. 陸災防香川県支部の皆様へ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
15. 会員名簿の変更について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９

※香ト協燃料ニュースは広報誌「香川 ニュー物流」に掲載しております。

令和３年６月１日
（公社）全日本トラック協会
日本貨物運送協同組合連合会

求荷求車情報ネットワーク（ＷｅｂＫＩＴ）成約運賃指数について
（令和３年５月）

（公社）全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和３年５月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和３年５月の運賃指数の概要

１．令和３年５月の運賃指数は、前月比３ポイント減、前年同月比３ポイント減の１１３であった。
２．５月末現在の求車登録件数は５８，２０２と前年同月比２２，０５９増（６１．０％増）となった。

1. 加入者数、成約件数

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259	5,694	6,062	6,162
対象成約件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162.940	180,849	206,064	237,182	277,064	288,956	272,250	44,962

※令和３年度は５月末現在

２．荷物情報（求車）件数

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949	1,431,478	914,565	152,010

荷物情報（求車）	令和３年５月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	５８，２０２	２２，０５９	＋６１．０％	－３５，６０６	－３８．０％
成約件数	１９，９４６	３，０１２	＋１７．８％	－４，３２４	－１７．８％
成約率	３４．３％	－１２．６ポイント	—	＋８．４ポイント	—

3. 成約運賃指数（月別）の推移（平成22年4月を100とする）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113										

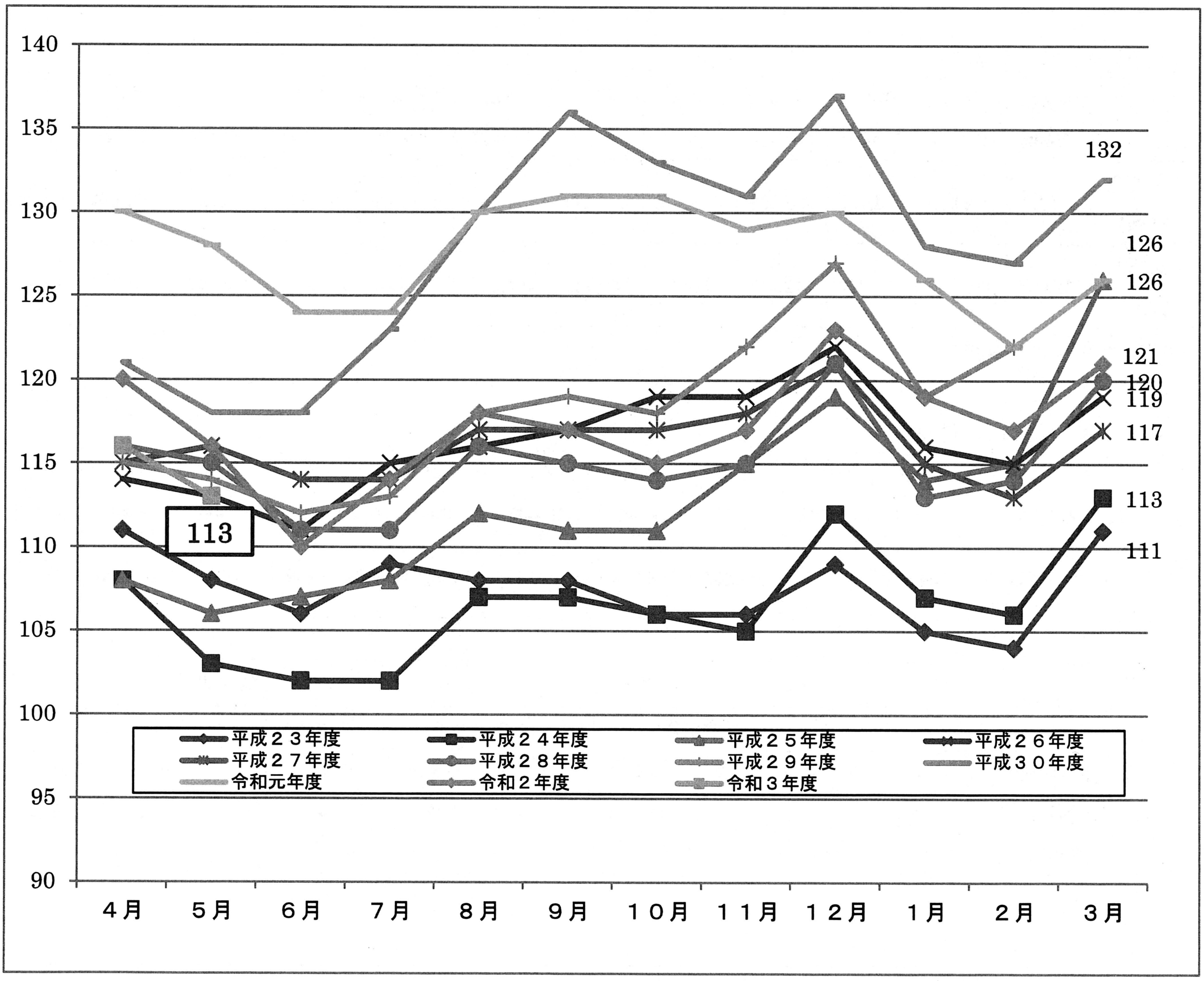

4. 成約運賃指数（年度）の推移（平成22年度を100とする）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.0	114	111.5
荷物重量 4t以下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.5	118.8	114.9
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	121.4	111.9	109.4

※令和３年度は５月末現在

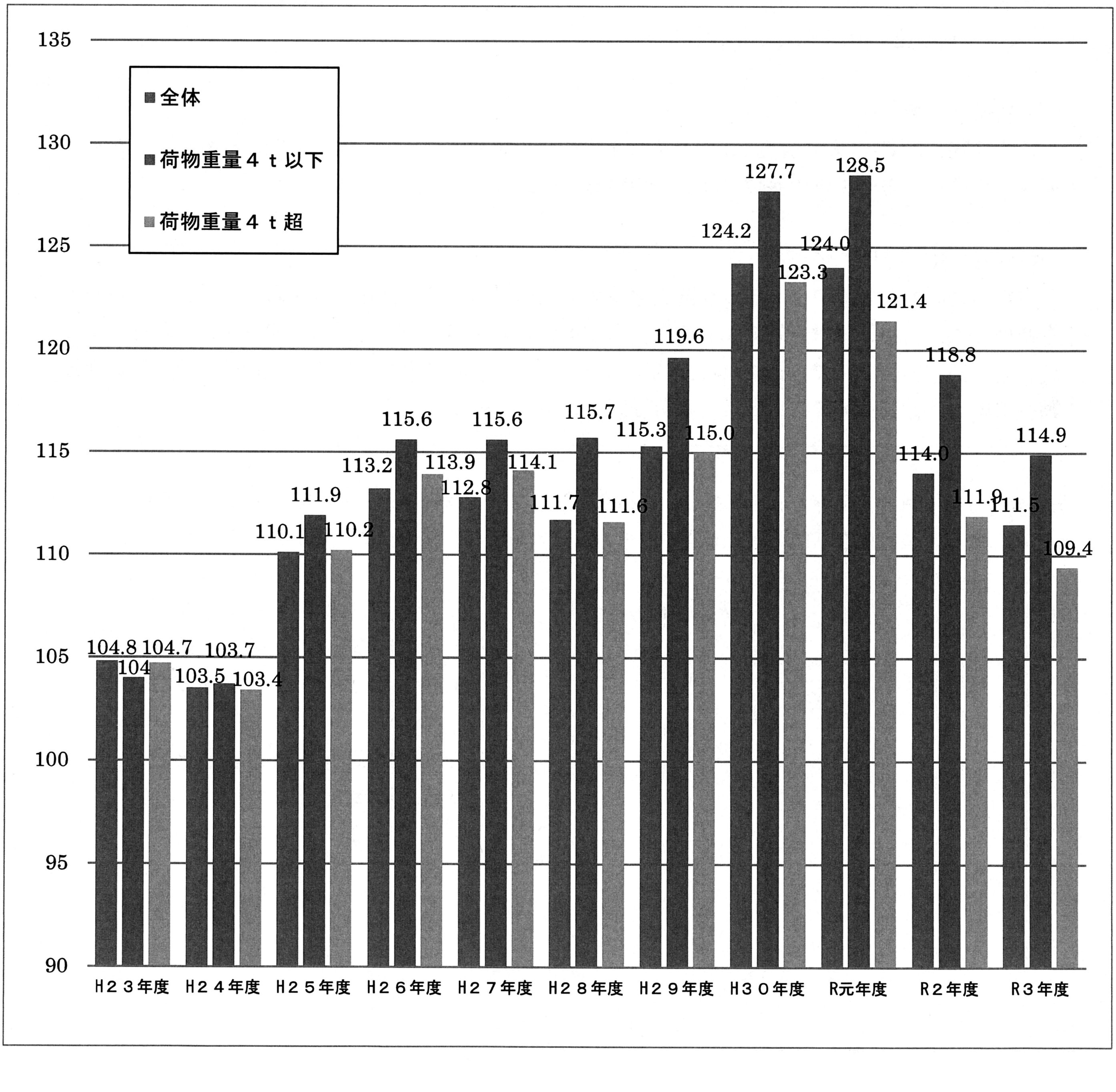

○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（ＷｅｂＫＩＴ）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成２５年１２月から毎月公表している。

この指数は、平成２２年４月を基準（年度指数は平成２２年度平均を１００）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、ＷｅｂＫＩＴにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成２７年４月にＷｅｂＫＩＴシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○ＷｅｂＫＩＴとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成２６年４月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。
なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先　（公社）全日本トラック協会
経営改善事業部　金子・大橋・長嶋
ＴＥＬ０３－３３５４－１０５６

日本貨物運送協同組合連合会
キット事業部　松井
ＴＥＬ０３－３３５７－６０６８

一般社団法人香川県トラック協会理事・監事名簿

令和3年6月7日

番号	役職名	氏名	会社名	職名	所属支部	備考
1	会長	楠木寿嗣	瀬戸内陸運㈱	社長	高松第1支部	
2	副会長	尾崎康宏	尾崎運送㈱	〃	高松第2支部	
3	〃	塩田　学	林田物流㈱	会長	坂出支部	
4	〃	松本英高	㈱大運組	社長	高松第3支部	
5	〃	森本昭博	光穂建設㈱	会長	仲多度支部	
6	〃	小河幹生	小河運送㈱	社長	高松第1支部	
7	専務理事	齋藤文克	(一社)香川県トラック協会	専務理事	会員外	
8	常務理事	(欠員)				
9	理事	北原英幹	栄運送㈱	社長	高松第1支部	
10	〃	上野克仁	五色サービス運輸㈲	〃	〃	
11	〃	藤本隆一朗	香川運送㈱	〃	〃	
12	〃	藤川芳樹	ふじかわ陸運㈱	〃	高松第2支部	
13	〃	前田雅則	㈱誠和運輸	会長	〃	
14	〃	上野由喜	㈲由栄建興	社長	高松第3支部	
15	〃	高井伸一郎	三渓運送	代表者	高松第4支部	
16	〃	宮本昌尚	四国輸送㈱	社長	坂出支部	
17	〃	中川　務	コウナン運輸㈲	〃	〃	
18	〃	伊勢谷正男	ミナトエクスプレス㈱	〃	〃	
19	〃	野角豊弘	林田運送㈱	〃	〃	
20	〃	中井真也	㈱豊榮物流	専務	〃	
21	〃	大久保夏樹	㈲県内貨物サービス	社長	仲多度支部	
22	〃	大平一徳	㈱四国レッグズ	〃	〃	
23	〃	大島文人	㈲西讃興業	〃	〃	
24	〃	立石展章	㈲豊浜興業	〃	三豊支部	
25	〃	吉田利幸	㈱丸吉運輸	〃	〃	
26	〃	関　勇二	高瀬協同運輸㈱	〃	〃	
27	〃	武田弘子	四国倉庫㈱	〃	〃	
28	〃	今井保福	今井商運㈱	〃	〃	
29	〃	米田　均	マルト急配㈲	〃	大川支部	
30	〃	西應輝彦	㈱カワブ産業	〃	〃	
31	〃	竹本知博	㈲丸島運送店	会長	小豆島支部	
1	監事	森本成人	森本物流㈱	社長	高松第1支部	
2	〃	倉山昌典	㈱クラヤマ産業	〃	高松第3支部	
3	〃	岩部達雄	㈱岩部会計事務所	〃	会員外	
1	顧問	横山利行	日本通運㈱四国支店	部長	高松第1支部	

香 ト 協 第 ２７号
令和３年６月１４日

会　員　各　位

(一社) 香川県トラック協会
会長　　楠　木　寿　嗣

「歩行者ファーストかがわ２０２１」への参加案内と
参加費助成について

かがわ交通安全活動推進実行委員会（会長　星合洋一）では、本県の横断歩道における車両の一時停止率が１割程度と低調に推移していることを踏まえ、今年から、セーフティドライブコンテストに代わる県民参加・実践型の交通安全運動として、県民総ぐるみで無事故無違反を目指す「歩行者ファーストかがわ２０２１」を、９月１日から１２月３１日までの１２２日間実施します。

つきましては、香川県トラック協会もこれに協賛し、悲惨な交通事故を減らすために会員の皆様の積極的な参加協力をお願いするとともに、下記のとおり参加費の一部を助成させていただきますので、ご案内申し上げます。

記

１　「歩行者ファーストかがわ 2021」の概要

○ 主催

かがわ交通安全活動推進実行委員会

○ 内容

ドライバー３人で１チームを編成し、実施期間中、チーム全員が率先して「横断歩道等における歩行者等の優先」ルールを遵守するとともに、無事故無違反を目指すコンテストを同時に開催し、交通死亡事故の抑止にも繋げる。

○ 募集期間

７月１日（木）～８月３１日（火）

○ 実施期間

９月１日（水）～１２月３１日（金）の１２２日間

○ 申込方法

実行委員会に「参加申込書」と参加費を郵送(振込)又は持参する。

○ 参加費

１チーム 3,000 円（１人当たり 1,000 円）

※運転記録証明書申請手数料 670 円を含む。

○ 参加者の賞揚

参加チームには、自動車安全運転センター香川県事務所から、チームの代表者又は事業所・団体の代表者宛てに、参加者全員の運転記録証明書（個別封筒）を送付するとともに、無事故無違反を達成したチームには、達成通知書を併せて送付する。無事故無違反を達成したチームの中から、抽選によりギフトカード等を贈呈する。

１等　３０万円分の全国共通ギフトカード

２等　１５万円分の Amazon ギフト券

３等　県産品カタログギフト

４等　商品券

その他　企業奨励賞

２　参加費助成

(1) 助成対象者

会員事業所の従業員で編成した全てのチーム

(2) 助成額（1 チーム 2,000 円）

参加費 3,000 円のうち 2,000 円を助成

(3) 申請期間

令和３年７月１日（木）から９月９日（木）までの間

(4) 申請方法

かがわ交通安全活動推進実行委員会に直接申込（郵送もしくは持参）した後、以下の書類を香川県トラック協会宛に提出してください。

○ 「歩行者ファーストかがわ 2021」参加助成金交付申請書

○ 参加申込書(運転記録証明書交付申請書)（写）

○ 振替払込請求書兼受領証（写）もしくは現金領収書（写）

※参加申込書は、県の HP からダウンロードして使用してください。

（問合せ先）かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局

（香川県危機管理総局くらし安全安心課内）

電話　０８７－８３２－３２３１

香ト協
歩行者ファースト参加促進助成
様式1

香ト協記入欄	確 認 番 号				
	3 協 歩				
	～				
	3 協 歩				

受付印

※協会使用欄

令和　　年　　月　　日

(一社)香川県トラック協会長 殿

所 在 地
会 社 名
代表者名　　　　　　　　　　　　㊞
営業所の名称

「歩行者ファーストかがわ2021」参加助成金交付申請書

1. 助成請求金額(@2,000×チーム数)

助成請求金額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

2. チーム数(　　　　　チーム)　※ チーム名は参加申込書に記載したチーム名を記入すること。

	チ ー ム 名		チ ー ム 名
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

3. 振込先

振込先金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合　　　　　支店		
預 金 種 別	普通 ・ 当座	口座番号 (右詰め)	
フリガナ			
氏 名 (預金口座名義)			

4. 担当者連絡先(申請会員事業者)

フリガナ 氏 名		TEL	
		FAX	

【添付書類】

(1) 参加申込書(運転記録証明書交付申請書)(写)

(2) 振替払込請求書兼受領証(写)もしくは現金領収書(写)

提出期限:令和3年9月9日(木)香ト協必着

香労発基 0526 第４号
令和３年５月 26 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
香川県支部長　殿

香川労働局長

「全国安全週間　香川労働局長メッセージ」の周知について（依頼）

平素は、労働災害の防止に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、７月１日（木）から７月７日（水）の１週間、

持続可能な安全管理　未来へつなぐ安全職場

をスローガンに、令和３年度全国安全週間が実施されます。

従来から実施してきた「香川産業安全衛生大会」や各労働基準監督署の全国安全週間周知会については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年度に引き続き、中止することといたしましたが、昨年の労働災害が一昨年よりも増加していることに鑑み、各事業場における安全衛生活動をより一層推進していくことが必要と考えております。

つきましては、６月１日から６月 30 日までの準備期間及び本週間におきまして、会員各位に対し、本安全週間に向けた本職メッセージ及び令和３年度全国安全週間実施要綱（現在、当局ホームページに「令和３年度全国安全週間推進コーナー（仮称）」を作成中）を周知いただき、各事業場等において自主的な労働災害防止活動が推進されるよう周知徹底を図っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

全国安全週間　香川労働局長メッセージ

全国安全週間は、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、昭和３年から一度も中断することなく続けられ、今年で 94 回目を迎えます。

これまでの間、労働災害は関係者の不断の努力により長期的には着実に減少しておりますが、令和２年の香川県下の休業４日以上の死傷者数は、1,253 人と、前年より 20 人増加しました。

また、令和２年の香川県下の労働災害による死亡者数は 12 人と、前年の６人の２倍であるとともに、香川労働局第 13 次労働災害防止計画の目標（８人）の 1.5 倍となっています。

このため、香川労働局としては、令和２年 10 月に死亡労働災害撲滅宣言を行うとともに、令和３年度の労働行政運営方針の最重点項目の一つに「死亡労働災害の撲滅」を掲げ、労働災害防止に取り組んでいるところです。

労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現することは企業経営においても最重要事項です。

７月１日（木）から７月７日（水）の１週間、

持続可能な安全管理　未来へつなぐ安全職場

をスローガンに、全国安全週間が実施されます。

従来から実施してきた「香川産業安全衛生大会」や各労働基準監督署の全国安全週間周知会については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年度に引き続き、中止したところです。

このように、安全衛生に係る諸活動を行うことが困難な状況下ではありますが、各企業におかれましては、この全国安全週間を契機として、職場における新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しつつ、香川労働局ホームページに新たに設けた「令和３年度　全国安全週間推進コーナー」も参考として、熱中症予防対策、交通労働災害防止対策等の労働災害防止活動を推進され、労働災害の撲滅を図っていただきますようお願い申し上げます。

香川労働局長　松瀬貴裕

令和３年度全国安全週間実施要綱

１　趣　旨

全国安全週間は、昭和３年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 94 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和２年の労働災害による死亡者数は３年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業４日以上の労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和３年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

持続可能な安全管理　未来へつなぐ安全職場

２　期　間

７月１日から７月７日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、６月１日から６月 30 日までを準備期間とする。

３　主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

４　協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

５　協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

６　実施者

各事業場

７　主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「３つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請等に

従う。
（１）安全広報資料等の作成、配布を行う。
（２）様々な広報媒体を通じて広報を行う。
（３）安全パトロール等を実施する。
（４）安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
（５）安全衛生に係る表彰を行う。
（６）「国民安全の日」（７月１日）の行事に協力する。
（７）事業場の実施事項について指導援助する。
（８）その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

８　協力者への依頼

主唱者は、上記７の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

９　実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「３つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

（１）全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
②安全パトロールによる職場の総点検の実施
③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

（２）継続的に実施する事項

①　安全衛生活動の推進

ア　安全衛生管理体制の確立

（ア）年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
（イ）経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
（ウ）安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
（エ）労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるＰＤＣＡサイクルの確立

イ　安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

（ア）経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
（イ）就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
（ウ）災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
（エ）労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ　自主的な安全衛生活動の促進

（ア）発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

（イ）職場巡視、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、ＫＹ（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ　リスクアセスメントの実施

（ア）リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

（イ）ＳＤＳ（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ　その他の取組

（ア）安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

（イ）外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

（ウ）策定予定の「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

②　業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア　小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

（ア）全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

（イ）経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

（ウ）職場点検、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、ＫＹ（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化

（エ）安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ　陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

（ア）荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施

（イ）積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施

（ウ）歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

（エ）トラックの逸走防止措置の実施

（オ）トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

ウ　建設業における労働災害防止対策

（ア）一般的事項

a　足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用

b　職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

c　元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

d　建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

（イ）自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策

a　輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

b　一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

エ　製造業における労働災害防止対策

（ア）機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

（イ）機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

（ウ）作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
（エ）高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
（オ）製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

オ　林業の労働災害防止対策

（ア）チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
（イ）木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③　業種横断的な労働災害防止対策

ア　高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

（ア）「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
（イ）母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
（ウ）派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
（エ）派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

イ　転倒災害防止対策（ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト）

（ア）作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
（イ）照度の確保、手すりや滑り止めの設置
（ウ）危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
（エ）転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

ウ　交通労働災害防止対策

（ア）適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
（イ）飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
（ウ）災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
（エ）飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

エ　熱中症予防対策（ＳＴＯＰ！熱中症　クールワークキャンペーン）

（ア）ＷＢＧＴ値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
（イ）計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
（ウ）自覚症状の有無にかかわらない水分・塩分の積極的摂取
（エ）熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
（オ）熱中症予防に関する教育の実施
（カ）異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
（キ）熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

事　務　連　絡
令和３年５月２７日

各都道府県トラック協会
専　務　理　事　　殿

公益社団法人　全日本トラック協会
常務理事　　藤　原　　利　雄

新型コロナワクチンの接種に係る留意事項について（周知依頼）

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、全国の自治体において、新型コロナワクチンの接種が進められているところですが、事業用自動車の運転者が接種する際に、輸送の安全確保の観点から運転者及び事業者に留意いただきたい事項は別紙のとおりですので、了知いただくとともに、傘下会員事業者への周知をよろしくお願いいたします。

以上

（本件に関する問い合わせ先）
公益社団法人　全日本トラック協会　交通・環境部
電話：０３－３３５４－１０４５　ＦＡＸ：０３－３３５４－１０１９

事　務　連　絡
令和３年５月２６日

公益社団法人全日本トラック協会長　殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

新型コロナワクチンの接種に係る留意事項について（周知依頼）

現在、全国の自治体において、新型コロナワクチンの接種が進められているところですが、事業用自動車の運転者が接種する際に、輸送の安全確保の観点から運転者及び事業者に留意いただきたい事項は下記のとおりですので、了知いただくとともに、傘下会員への周知をお願いいたします。

記

１．厚生労働省のホームページ等を参考に、ワクチン接種の副反応について正しい知識を持った上で、接種に臨むこと。
・厚生労働省　新型コロナワクチン　トップページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html
・厚生労働省　新型コロナワクチンＱ＆Ａ　（別添は抜粋版）
https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/

２．接種後の自動車の運転が制限されるわけではないが、接種後１～２日の間は、発熱等の体調変化に注意するとともに、点呼時にも入念に体調確認を行うこと。

３．接種後、運転中に体調の異変を感じた場合には、無理に運行を継続するのではなく、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底するとともに、営業所において運行中止等の判断・指示を適切に実施するための体制を確保すること。

４．その他、かかりつけ医や産業医にも相談し、健康管理に留意すること。

別添

厚生労働省新型コロナワクチンＱ＆Ａ（抜粋）

※全体は以下のページにおいて閲覧可能
https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/

【目次】

ワクチンの安全性と副反応

Q　これまでに認められている副反応にはどのようなものがありますか。

Q　ワクチンを受けた後に熱が出たら、どうすれば良いですか。

Q　ワクチンを受けた後の発熱や痛みに対し、市販の解熱鎮痛薬を飲んでもよいですか。

Q　アナフィラキシーではどのような症状が出ますか。治療法はありますか。

Q　高齢者で一番多い副反応は何でしょうか。

接種後の生活

Q　ワクチン接種後、生活上で注意することはありますか。

Q　ワクチンを接種した日は、車を運転できますか。

全ト協発第 103 号（環）
令和３年６月２日

各都道府県トラック協会会長　殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会　長　　坂　本　克　己

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局安全政策課長より、別添のとおり、事業用自動車事故調査委員会が公表した「事業用自動車事故調査報告書」について、周知の依頼文書が発出されました。

つきましては、今後同種の事故を未然に防止するため、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ再発防止に積極的に取り組まれ、輸送の安全に万全を期すよう、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

（参考）

○国土交通省報道発表 https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000452.html

※本件につきましては、全ト協のＨＰにもリンク掲載いたします。

（本件に関する問い合わせ先）
公益社団法人　全日本トラック協会　交通・環境部
電話：０３－３３５４－１０４５　ＦＡＸ：０３－３３５４－１０１９

大型トラックの追突事故（滋賀県蒲生郡竜王町）

【概　要】

令和元年６月13日13時10分頃、名神高速道路において、**居眠り運転の大型トラックが渋滞中の車列最後尾でほぼ停止状態にあった乗用車に追突、３台が絡む多重衝突事故**。

【背　景】

○運転者
- **眠気を感じたまま運転を継続**したことにより居眠り運転となり、前方車両に気付くのが遅れた。
- 一ヶ月間の運行で**休息場所は車中が約半数、かつ、休息期間が不足し、睡眠により疲労回復が十分に図られていなかった。**

○事業者
- **運行指示書を作成せず、運転者に休息や休憩場所を決めさせていた**等運転者に必要な指示を行っていなかった。
- 電話による点呼を行う際は、**運転者から電話がない限り点呼が行われず、健康状態の確認を含めて必要な運行管理を行っていなかった。**

【再発防止策】

○運転者
- **乗務中に眠気が生じた場合**、運転を継続せず**直ちに車両を安全な場所に停止**させましょう。

○事業者
- 改善基準告示に則した乗務管理を行うとともに、**疲労回復のため車中以外の休息場所の確保**にも配慮しましょう。
- 運転者に対し、2泊以上となる運行を行わせる場合、**運行指示書を必ず作成**し、**休憩地点、休憩時間を指定するなど適切な運行指示**を行いましょう。
- 点呼を運転者任せにせず、**点呼において運転者の疲労の程度や健康状態等を確認**し、安全運行のための必要な指示を行いましょう。

大型乗合バスの衝突事故（神戸市中央区）　（別紙）

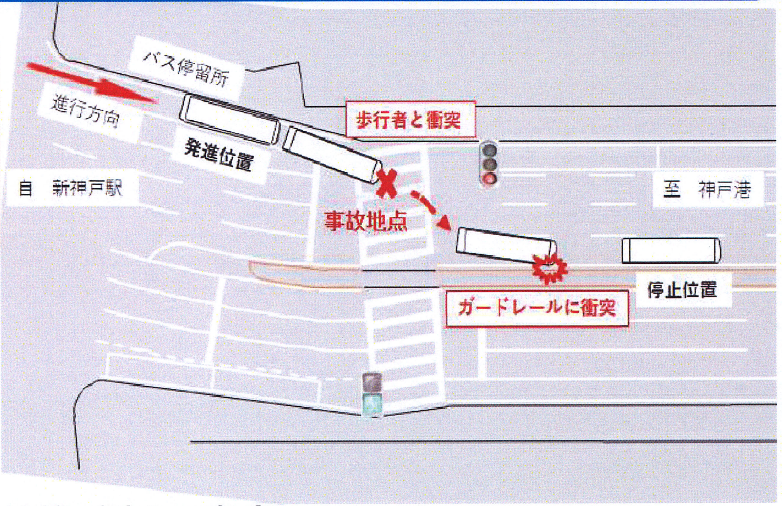

【概　要】

平成31年４月21日14時頃、乗合バスが、乗客が降車した後に、前方の赤信号手前の停止線まで進行し停止するべきところ、**運転者がブレーキペダルとアクセルペダルを踏み間違えたため、赤信号で停止せず進行し、横断歩道を通行中の複数の歩行者に衝突**。

【背　景】

○運転者
- 停留所で全ての利用者が降車した後に、道を尋ねるため前扉から乗車してきた外国人に対して道案内を行った。
- **道案内直後の運転操作は、普段の手順と異なり**、発進後に、車両前後・側方の安全確認を行い、前扉を閉める操作となっていた。
- また、**通常の着座位置・着座姿勢に座り直すことなく発進**したため、確実なペダル操作を行うことができず踏み間違いを誘発した可能性がある。

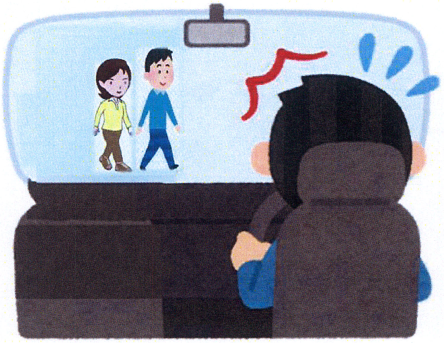

○事業者
- 教育計画の内容作成と実施は各営業所に委ねられ、かつ、運行管理統括部門は各営業所の状況を確認せず、**営業所に運転者教育が任せられた状態**となっていた。このため、**運転者教育が適正に実施されていなかった**。

【再発防止策】

○事業者
- 駅周辺の道案内をやむを得ず運転者が対応することが予想される場合には、**案内チラシの配布等による簡便な道案内方法を検討**しましょう。
- ペダル類の踏み間違いや直前横断者の見落とし等を防止するため、**発進時の安全確認・運転操作手順を検討し、運行の安全を確保するよう指導**しましょう。
- 運転者教育については、**指導監督指針に基づき、年間計画を策定し、計画に従った運転者教育を実施**しましょう。

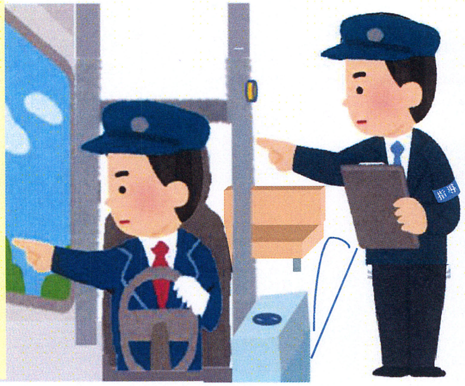

事業者の皆様へ

ドライバーに睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査を受診させていますか?

SASとは、睡眠中に頻繁に呼吸が止まったり、止まりかけたりする状態（睡眠呼吸障害）が繰り返されるために、質の良い睡眠が取れず、日中に強い眠気や疲労等の自覚症状を伴う病気です。
SAS患者は、居眠り運転を起こす危険性がある上、治療をせずに放置すると命にかかわる合併症（高血圧、狭心症、心筋梗塞、脳梗塞等）を引き起こすおそれもあります。これらの疾病は、**運転中の突然死にも繋がる健康起因事故の主原因**でもあります。

あなたのその症状…もしかして

睡眠時無呼吸症候群(SAS)かもしれません

- 大きないびきをかく
- 睡眠中に呼吸が苦しそう、呼吸が止まっていると指摘される
- 息が苦しくて目が覚める
- 昼間に強い眠気を感じる
- 朝起きた時に頭痛、頭重感がある

※必ずしも眠気を感じることがないという点に注意が必要です。疲労感や倦怠感が継続するときなども、実は SAS が原因となっている場合があります。

SASは簡単なスクリーニング検査で診断することができます。また、SASと診断されても適切に治療すれば健康な人と同じように安全運転を続けていくことができます。**SASであることに気づかず運転業務を続けることが、最も危険な状態であり、避けるべきこと**です。

令和２年度健康起因事故防止のための取組に関するアンケート調査

SASスクリーニング検査を従業員に受診させていますか?

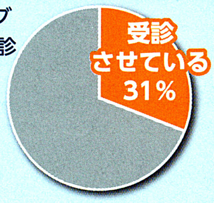

資料：国土交通省

令和元年度トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査結果状況等の報告

SASスクリーニング検査の結果、要精密検査と判定された従業員はいますか？

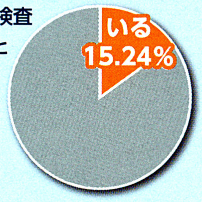

社内に既にSAS治療を実施している、またはこれから治療を始める従業員はいますか？

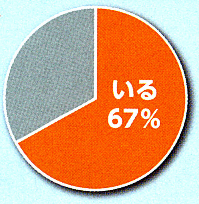

資料：全ト協 令和元年度睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成申請事業者に行ったアンケートより

積極的にSASスクリーニング検査を受診し、SASの早期発見、治療を行い、健康起因事故をなくしましょう。

ドライバー全員にSASスクリーニング検査を受診させましょう

公益社団法人
全日本トラック協会

会員事業者の皆様へ

SASスクリーニング検査助成制度のご案内

全日本トラック協会では、都道府県トラック協会を通じて、睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査受診費用に対する助成事業を行っています。

全ト協助成制度のページ

助成対象検査	指定検査・医療機関が実施するSASスクリーニング検査のうち、健康保険適用外である第1次検査（簡易アンケート）および第2次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法を用いた機器による簡易検査）
助成金額	（1）第1次検査費用の半額（上限　500円／人） （2）第2次検査費用の半額（上限2,000円／人） （3）第1次検査及び第2次検査を同時に実施している場合は、合計費用の半額（上限2,500円／人）
指定「検査・医療機関」	〈全ト協指定の検査・医療機関〉 ● NPO法人　睡眠健康研究所（電話　03－5355－9941） ● NPO法人　ヘルスケアネットワーク（電話　06－6965－3666） ● 一般財団法人　運輸SAS対策支援センター（電話　03－3359－9010） 〈都道府県ト協指定の検査・医療機関〉 ● 都道府県トラック協会にお問い合わせください。

● SASスクリーニング検査受診までの流れ

1 問い合わせ	助成を受けることができるか、所属している都道府県トラック協会に確認してください。
2 検査事前申込書の提出	確認が取れたら、「【様式1－1】スクリーニング検査事前申込書」を所属している都道府県トラック協会に提出してください。
3 検査の予約と確認	申込書が受理されたら、【様式1－1】で記入した、申込みをする「検査・医療機関」に検査の予約を入れてください。
4 検査申込書兼委任状の提出	予約確認後、「【様式1－2】スクリーニング検査申込書兼委任状」に必要事項を記入し、正本を検査・医療機関に提出してください。
5 検査費用のお支払い	検査費用を検査・医療機関にお支払いください。（前払いの場合）
6 検査開始	費用の支払いの確認後、検査・医療機関より、スクリーニング検査に必要な機器や書類が届きます。

※検査終了後～助成金の交付、報告までの流れについては全ト協ホームページをご確認ください。

※助成金申請の詳細等については、所属のトラック協会にお問い合わせください。

公益社団法人
全日本トラック協会

令和３年７月１日

会　員　各　位

（一社）香川県トラック協会

令和３年度　乗務員一般講習会のご案内

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記講習会について、香川県トラック協会では、平成16年度から「乗務員講習会」を実施しており、多数の事業所から運転者の派遣を頂いております。

標記講習は、国土交通省大臣告示第1366号(※)を基に実施し、対話式で実施する参加型乗務員向け教育講習です。

受講終了後には、上記内容を付記した通知書を送付させていただくなど、安全教育の実施だけでなく、受講証明の記録に至るまで考慮し進めております。

香ト協は各事業所の安全教育の一助として、本年度も無料で標記講習会を開催しますので、乗務員の派遣をお願い申し上げます。

参加申込みについては別紙にてお願いします。

敬　　具

※ 国土交通省告示第1366号とは、
貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第１項事項の規定に基づき、運転者に対する指導、監督を実施した日時・場所及び内容、監督指導を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所に保存するものとする。

令和３年度　乗務員一般講習会　参加申込票

・**乗務員一般講習**（受講希望日に✔印をご記入下さい。）

✔印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第 235 回	7 月 24 日（土）9:00　～　12:00	安全研修センター（高松市） 高松市福岡町３丁目 3-6
	第 236 回	7 月 24 日（土）13:30　～　16:30	安全研修センター（高松市） 高松市福岡町３丁目 3-6
	第 237 回	8 月 7 日（土）9:00　～　12:00	ユープラザうたづ（坂出市） 綾歌郡宇多津町浜六番丁 88 番地

○受講希望者データ

会 社 名	
担当者名（記入者）	

	氏　　名	生年月日		乗務歴	乗務車種 （○印記入）
1	（ふりがな）	昭和 平成	年　　月　　日	年	大型 中型 小型
参加希望講習 （○印記入）	第 235 回(AM)・第 236 回(PM)・第 237 回(AM)				
2	（ふりがな）	昭和 平成	年　　月　　日	年	大型 中型 小型
参加希望講習 （○印記入）	第 235 回(AM)・第 236 回(PM)・第 237 回(AM)				
3	（ふりがな）	昭和 平成	年　　月　　日	年	大型 中型 小型
参加希望講習 （○印記入）	第 235 回(AM)・第 236 回(PM)・第 237 回(AM)				

※　香ト協（ＦＡＸ　087 - 821 - 4974）へ申し込みください。

令和３年７月１日

会　員　各　位

（一社）香川県トラック協会

令和３年度　乗務員ステップアップ講習のご案内

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記講習会については、一般的な指導及び監督の指針に沿った内容のほか、実車を使って日常点検や死角、内輪差、リアオーバーハング(尻振り)の検証等を体感する参加型乗務員講習となっております。受講修了後には、講習修了内容を付記した通知書を送付させていただくなど、安全教育の実施だけでなく、受講証明の記録に至るまで考慮し進めております。

当業界は中小零細が多く、事業所内で告示内容に沿って教育していくことが難しいと聞いております。そのような状況下、香ト協は各事業所の安全教育の一助として、本年度も無料で標記講習会を開催しておりますので、受講を希望される際は別紙の参加申込書にて香ト協へ申し込み下さい。

敬　　具

令和３年度　乗務員ステップアップ講習　参加申込票

・乗務員ステップアップ講習（受講希望日に✔印をご記入下さい。）

✔印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第 94 回	9 月 25 日（土）9:00　～　12:00	安全研修センター（高松市） 高松市福岡町３丁目 3-6
	第 95 回	9 月 25 日（土）13:30　～ 16:30	安全研修センター（高松市） 高松市福岡町３丁目 3-6

○受講希望者データ

会 社 名	
担当者名（記入者）	

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">氏　　名</th><th colspan="2">生年月日</th><th>乗務歴</th><th>乗務車種
（○印記入）</th></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="2">（ふりがな）</td><td>昭和
平成</td><td>年　　月　　日</td><td rowspan="2">年</td><td rowspan="2">大型
中型
小型</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加希望講習
（○印記入）</td><td colspan="3">第 94 回（AM）・第 95 回(PM)</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2">（ふりがな）</td><td>昭和
平成</td><td>年　　月　　日</td><td rowspan="2">年</td><td rowspan="2">大型
中型
小型</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加希望講習
（○印記入）</td><td colspan="3">第 94 回（AM）・第 95 回(PM)</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">（ふりがな）</td><td>昭和
平成</td><td>年　　月　　日</td><td rowspan="2">年</td><td rowspan="2">大型
中型
小型</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加希望講習
（○印記入）</td><td colspan="3">第 94 回（AM）・第 95 回(PM)</td></tr>
</table>

※　香ト協（ＦＡＸ　087－821－4974）へ申し込みください。

令和３年７月１日

会　員　各　位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第２項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（６時間講習・１６回)、事故惹起運転者講習会（７回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回２０名を定員とさせていただいております。

敬　具

※初任運転者とは（指導の場合)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第１項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。(当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前３年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く)

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」１５時間以上の内、６時間講習で実施しますので、残り９時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第５条第２号又は３号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第４号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の３年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1．　開 催 日

＜初任運転者講習会＞

~~第１回　令和３年　４月１５日（木）~~	~~第２回　５月２０日（木）~~
~~第３回　６月３日（木）~~	~~第４回　６月２４日（木）~~
第５回　７月８日（木）	第６回　８月　５日（木）
第７回　８月２６日（木）	第８回　９月　９日（木）
第９回　１０月　７日（木）	第１０回　１０月２８日（木）
第１１回　１１月１１日（木）	第１２回　１２月　２日（木）
第１３回　令和４年　１月２０日（木）	第１４回　２月　３日（木）
第１５回　２月２４日（木）	第１６回　３月２４日（木）

＜事故惹起運転者講習会＞

~~第１回　令和３年　４月２２日（木）~~	~~第２回　５月２７日（木）~~
第３回　７月１５日（木）	第４回　９月１６日（木）
第５回　１１月２５日（木）	第６回　令和４年　１月１３日（木）
第７回　３月１０日（木）	

2．　開催時間　　９：３０～１７：００

3．　場　　所　　四国交通共済会館

4．　受 講 料　　講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。

5．　定　　員　　２０名

6．　申　　込　　初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合がありますので、四国交通共済協同組合 HP で「講習・研修スケジュール」（http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/）で申込状況ご確認いただきお申込み下さい

7．　証 明 書　　受講後、四国交通共済協同組合から、各人へ特別指導受講証明書が発行されます。

8．　そ の 他　　筆記用具をご持参下さい。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加下さい。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承下さい。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください。）

✔印記入欄	開催日	✔印記入欄	開催日
終了	令和３年　４月１５日（木）	終了	５月２０日（木）
終了	６月３日（木）	終了	６月２４日（木）
	７月８日（木）		８月　５日（木）
	８月２６日（木）		９月　９日（木）
	１０月　７日（木）		１０月２８日（木）
	１１月１１日（木）		１２月　２日（木）
	令和４年　１月２０日（木）		２月　３日（木）
	２月２４日（木）		３月２４日（木）

○事故惹起運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください）。

✔印記入欄	開催日	✔印記入欄	開催日
終了	令和３年　４月２２日（木）	終了	５月２７日（木）
	７月１５日（木）		９月１６日（木）
	１１月２５日（木）		令和４年　１月１３日（木）
	３月１０日（木）		

※開講時間は、９：３０～１７：００（各回共通）　※ご希望の講習日にチェック（✔）をお願い致します。
※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏名	生年月日	
1		昭和 平成	年　月　日

○派遣先データ

会社名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役職	

※　受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協　ＦＡＸ（０８７７－４４－３３９０）へご送信願います。

令和３年７月１日

会　員　各位

（一社）香川県トラック協会

「トレーラの適正な使用等に係る研修会」のご案内

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業推進に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

香川県トラック協会では、一般社団法人日本自動車車体工業会トレーラ部会担当者を講師に迎え「トレーラの適正な使用等に係る研修会」を開催します。

この研修会は、トレーラをより安全に使用するための点検整備の重要性や日常点検等について説明する他、最新のトレーラに係わる法改正紹介とトレーラ輸送による輸送効率向上、また、安全装置の解説等の説明もありますので、是非ご参加をよろしくお願い致します。

なお、コロナウイルス感染症拡大等の状況により、中止などの対応になる場合がありますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．開催日時　令和３年８月２６日（木）１３時３０分～１６時

２．開催場所　香川県トラック総合会館　５階

３．定　　員　２５名（先着順）

４．次　　第　①トレーラのより安全な使用について

動画「トレーラ火災の原因と防止について」

講演「トレーラ火災事故の原因と防止のための点検整備の重要性、車輪脱落防止のための予防整備の重要性を周知」

②最新のトレーラに係わる法改正紹介とトレーラ輸送による輸送効率向上について

講演「トレーラに係わる法規について、現状に至るまので法改正の流れを説明」等

③実車実験動画で見るトレーラの横転抑制装置の有効性

動画「より安全なトレーラをめざして」

講演「エアサストレーラに装着が義務付けになった横転抑制装置の有効性」

５．申　　込　別紙申込書を７月３０日までに香ト協までご返信をお願いします。

別紙

香ト協　行
ＦＡＸ０８７－８２１－４９７４

トレーラの適正な使用等に係る研修会申込書

１．開催日時　令和３年８月２６日（木）１３時３０分～１６時

２．開催場所　香川県トラック総合会館　５階

３．申　　込　７月３０日（金）までにお願いします。

会社名			
役職		氏名	

令和３年７月１日

会　員　各位

一般社団法人香川県トラック協会

全日本トラック協会優秀運転者顕章候補者の推薦について

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、当協会の事業活動に対し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記顕章候補者の推薦について、下記の要領にて募集いたしますので、該当者の推薦をお願い申し上げます。

敬具

記

１．顕章の贈呈基準および受章資格

現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故であり、かつ無違反であった者とする。

なお、無事故・無違反期間については、開始年月日から令和３年５月末までの期間とする。

章の種類

○**金十字章**（満２０年以上）　無事故・無違反開始年月日は平成１３年６月１日以前
※満２０年以上（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として１５年以上とする）

○**銀十字章**（満１０年以上）　無事故・無違反開始年月日は平成１３年６月２日から平成２３年６月１日まで
※満１０年以上（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として７年以上とする）

◎無事故・無違反であった者とは、次の各号に定める者以外の者とする。
但し、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。
（１）人身に係る事故を起こした者
（２）物損事故で損害額１万円を超える事故を起こした者
（３）事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

２．推薦用紙は、別添様式①を使用しご提出下さい。
尚、過去に受章歴がある場合は、別添様式①の備考欄にご記入（〇〇年〇章）下さい。

３．自動車安全運転センターの無事故無違反証明書がある場合は証明書を添付下さい。

４．提出期限は、令和３年７月２６日（月）必着です。（締切厳守）

別添①

「優秀運転者顕章」候補者推薦書　（　香川県トラック協会）

ふりがな 氏　名 生年月日	事業所名	章の種類	無事故・無違反期間　年数	運転免許証番号（１２桁）	備　考
  昭・平　年　月　日生			自　昭・平　年　月　日 年 至　令和３年　５月　末日	第　　　　　　　　　　　　号	
  昭・平　年　月　日生			自　昭・平　年　月　日 年 至　令和３年　５月　末日	第　　　　　　　　　　　　号	
  昭・平　年　月　日生			自　昭・平　年　月　日 年 至　令和３年　５月　末日	第　　　　　　　　　　　　号	
  昭・平　年　月　日生			自　昭・平　年　月　日 年 至　令和３年　５月　末日	第　　　　　　　　　　　　号	
  昭・平　年　月　日生			自　昭・平　年　月　日 年 至　令和３年　５月　末日	第　　　　　　　　　　　　号	
  昭・平　年　月　日生			自　昭・平　年　月　日 年 至　令和３年　５月　末日	第　　　　　　　　　　　　号	
  昭・平　年　月　日生			自　昭・平　年　月　日 年 至　令和３年　５月　末日	第　　　　　　　　　　　　号	
  昭・平　年　月　日生			自　昭・平　年　月　日 年 至　令和３年　５月　末日	第　　　　　　　　　　　　号	

推薦者名簿の通し番号　［　　　　ページ］

○金章…平成１３年６月１日以前
○銀章…平成１３年６月２日から平成２３年６月１日まで

※当推薦書に記載された候補者の情報（個人情報）は優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

記入例

「優秀運転者顕章」候補者推薦書　（　香川県トラック協会）

ふりがな / 氏名 / 生年月日	事業所名	章の種類	無事故・無違反期間　年数	運転免許証番号（１２桁）	備考
ぜんにほん　たろう 全日本　太郎 (昭)・平 ３４年 1月１日生	（株）全ト協運輸　新宿営業所	金	自 昭・(平) ４年 ４月 １日 ２９年 至 令和３年 ５月 末日	第■■■■■■■■■■■■号	
ぜんにほん　じろう 全日本　次郎 (昭)・平 ４４年７月１日生	（株）全ト協運輸　新宿営業所	銀	自 昭・(平) １４年 ９月 １日 １８年 至 令和３年 ５月 末日	第◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和３年 ５月 末日	第　号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日	号	
昭・平 年 月 日生				号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和３年 ５月 末日	第　号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和３年 ５月 末日	第　号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和３年 ５月 末日	第　号	

記入例

推薦者名簿の通し番号　１　ページ

〇金章…平成１３年６月１日以前
〇銀章…平成１３年６月２日から平成２３年６月１日まで

※当推薦書に記載された候補者の情報（個人情報）は優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

優秀運転者顕章に係る無事故・無違反期間早見表（令和３年度）

無事故･無違反開始年月日	基準年月日	無事故･無違反期間(満)	受章可能な章
平成 2年 6月2日 ～ 3年 6月1日	令和3年5月末	30年	金十字章
3年 6月2日 ～ 4年 6月1日		29年	
4年 6月2日 ～ 5年 6月1日		28年	
5年 6月2日 ～ 6年 6月1日		27年	
6年 6月2日 ～ 7年 6月1日		26年	
7年 6月2日 ～ 8年 6月1日		25年	
8年 6月2日 ～ 9年 6月1日		24年	
9年 6月2日 ～ 10年 6月1日		23年	
10年 6月2日 ～ 11年 6月1日		22年	
11年 6月2日 ～ 12年 6月1日		21年	
12年 6月2日 ～ 13年 6月1日		20年	
13年 6月2日 ～ 14年 6月1日	令和3年5月末	19年	銀十字章
14年 6月2日 ～ 15年 6月1日		18年	
15年 6月2日 ～ 16年 6月1日		17年	
16年 6月2日 ～ 17年 6月1日		16年	
17年 6月2日 ～ 18年 6月1日		15年	
18年 6月2日 ～ 19年 6月1日		14年	
19年 6月2日 ～ 20年 6月1日		13年	
20年 6月2日 ～ 21年 6月1日		12年	
21年 6月2日 ～ 22年 6月1日		11年	
22年 6月2日 ～ 23年 6月1日		10年	

令和３年７月

会員事業者各位

（公社）全日本トラック協会
（一社）香川県トラック協会

令和３年度
厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」の
～トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム～
実施について（ご案内）

全日本トラック協会及び香川県トラック協会では、昨年度に引き続き、標記事業を実施します。

本事業は、就職氷河期世代（３５歳～５４歳）の求職者に対し、大型、中型、準中型のいずれかの運転免許取得とトラック運送業に関する基礎知識の講習等を無料で提供し、さらに求人のあるトラック運送会社とのマッチングにより、正社員としての就職を支援するものです。

会員事業者におかれましては、**免許取得者を採用できる機会となりますので、是非とも本事業をご活用ください。**また、現在貴社が雇用している就職氷河期世代の非正規雇用労働者も本事業の対象となります。（本事業の支援により免許を取得し正社員として採用。詳しい条件等は、下記問合せ先でご確認ください。）

なお、事業者向け説明動画を特設ＨＰに掲載しましたので、ご視聴いただければ幸いです。

記

※本事業の概要は**「資料１：実施概要」**及び**「資料２：スキーム図」**を、具体的な手続きの流れについては**「資料３：登録事業者募集用チラシ」**をご覧ください。
※資料３に記載しておりますが、本事業にご参加いただく場合、ハローワークに求人票を提出（求人情報の登録）していることが前提となります。その後、本事業特設ＨＰより申込登録を行ってください。

〇特設ＨＰ　ＵＲＬ　https://truck-driverlicense.jp/
（全ト協ＨＰ　トップページのバナーからリンクしています）

〇事業者向け説明動画　上記ＵＲＬ掲載の「トラック運送事業者専用ホームページ」のタグ（「求人票登録フォーム」へリンク）から、説明動画、説明資料の閲覧が可能

※ご登録いただいた事業者様には、訓練生の「職場見学・職場体験」の受け入れをお願いすることがございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【本事業に関するお問合せ先】
〇求人票の登録、訓練生の申込み、説明会の開催等各種対応について
就職氷河期世代支援事業事務局（アデコ株式会社）野口・谷口 TEL 0120-934312

〇本事業の主旨等について
（公社）全日本トラック協会　経営改善事業部　TEL 03-3354-1056
（一社）香川県トラック協会　管理課　TEL 087-851-6381

資料１

令和３年４月
（公社）全日本トラック協会

令和３年度
厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース」
～トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム～
実施概要

１．事業の目的

トラック運送業界は、今後働き方改革における時間外労働の上限規制適用により、ドライバー不足がさらに顕著になると想定されることから、大型自動車、中型自動車及び未経験者でも運転可能な準中型自動車を運転できる免許の取得を促進し、併せて、入社後の即戦力として運転業務に必要な「物流基礎知識」や「安全運転知識」等の座学訓練を実施し、求職者の希望にあった事業者への就職を支援することで、業界が抱える人材確保対策や就職氷河期世代の人達を運転者として採用することにより、安定就労につなげることを目的とする。

２．事業の内容

トラック運送事業者に就職を希望する就職氷河期世代の求職者（未就労者、非正規雇用者）に対し、大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許の資格を取得させるため、指定自動車教習所に通所させるとともに、「物流基礎知識」、「安全運転知識」等の座学訓練を実施する。

さらに貨物自動車運送事業者にて職業体験を行わせるとともに、ハローワーク及び本事業に登録した貨物自動車運送事業者への就職を支援する。

３．事業の実施期間

令和２年８月～令和５年３月（令和３年度は、左記実施期間の２カ年目）

４．訓練の実施規模

令和３年度の訓練生の募集予定人数：５００人
※募集予定人数に達した時点で、受付終了

５．スケジュール（予定）

令和３年度は、３期程度（①４～７月、②７～１０月、③１０～１月）に分けて、求職者向け説明会、募集及び訓練を実施予定

６．その他

・本事業の求職者（訓練生）における運転免許取得費用は、厚労省からの委託費により、当協会より各教習所に直接支払われます。
・本事業については、人材派遣会社のアデコ株式会社の協力により実施いたします。
・本事業の実施状況は、順次、氷河期事業専用 HP に掲載いたします。
（氷河期事業専用 HP：https://truck-driverlicense.jp/）
・貴協会にご協力をいただく業務等については、後日改めてご連絡いたします。

【本件にかかる問い合わせ先】
就職氷河期世代支援事業事務局（アデコ株式会社）野口、谷口　**TEL 0120-934-312**
（公社）全日本トラック協会　経営改善事業部　**TEL 03-3354-1056**

以上

資料2

厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」
～トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム～
スキーム図

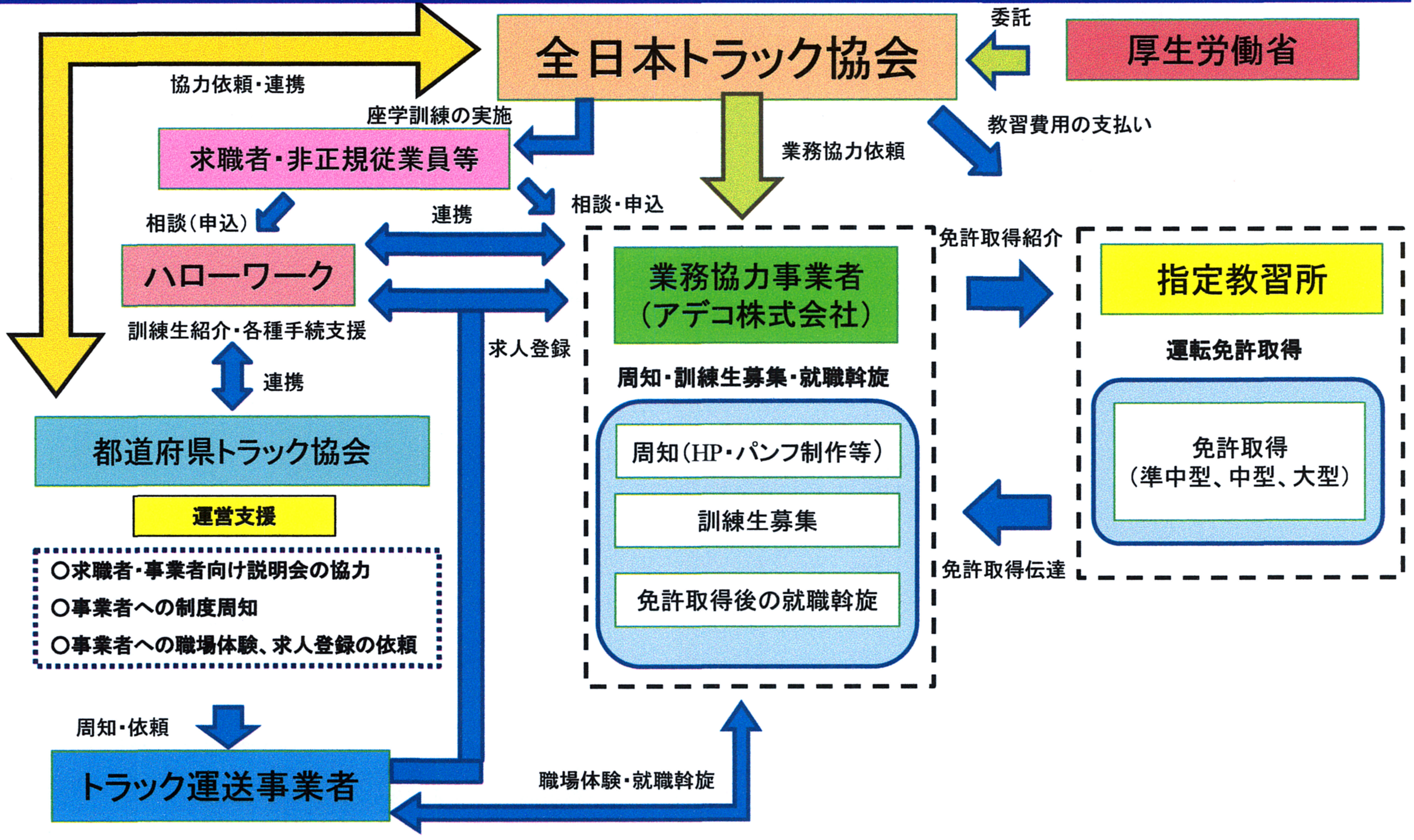

資料3

トラック協会会員事業者の皆様へ　～トラックドライバー採用支援～

全ト協
厚労省

令和3年度　就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業
～トラックドライバーになるための運転免許支援プログラム～

登　録　事　業　者　を　募　集　中　！

就職氷河期世代の離職中又は非正規労働者の方に 3つの訓練を無料提供
（35歳～54歳）

- トラック運送業の基礎知識習得
- 運転免許取得（大型・中型・準中型）
- 職場体験会

登録事業者の求人情報を 優先的に訓練修了者へ紹介します

全日本トラック協会は、令和2年度から3年間、厚生労働省より「就職氷河期世代の方向け短期資格等習得コース事業」を受託し実施しています。本事業は、トラックの運転に必要な大型・中型・準中型免許の取得、業界知識の習得（座学講座）、職場体験を、就職氷河期世代（35歳～54歳）の未就労者又は非正規労働者の方に無償で提供するプログラムです。

事業者の方が本事業に登録すると、**大型免許等を取得した訓練修了者へ、求人情報が優先的に紹介**されます。（本事業における採用については、採用試験や面接などによる運送事業者の判断に委ねられます。）

また、**現在、トラック運送会社で働いている非正規雇用労働者の方も訓練受講の対象となりますので、雇用を維持したままで運転免許の取得や業界知識の講習を受講させることも可能**です。

事業の具体的な流れは裏面をご覧ください。詳細については下記お問合せ先へご連絡ください。

【お問合せ先】
◎申込手続きなど各種対応について・・・就職氷河期世代支援事業事務局（アデコ株式会社）
（☎０１２０－９３４－３１２ 担当：野口、谷口）
◎事業の趣旨等について・・・（公社）全日本トラック協会 経営改善事業部（☎０３－３３５４－１０５６）
◎登録はこちらから→全ト協特設ＨＰ・・・https://truck-driverlicense.jp/ 　トラック氷河期

事業者向け説明動画公開予定

厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」
～トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム～

＜登録から採用までの手続きの流れ（会員事業者向け）／令和3年度＞

流　れ		求職者（訓練生）	会員事業者	備　考
1	事業説明会	求職者向け説明会に参加	全ト協HPに会員事業者向け説明動画を掲載しますので、ご覧ください	ご不明の点がある場合は、表面の【お問合せ先】へご連絡ください
2	申込み（登録） (随時受付)	特設HPより申込 ＜全ト協HPバナー＞ 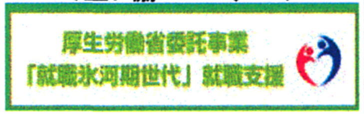	①ハローワークへ求人票の提出 ↓ ②全ト協特設HPより求人票情報の登録 （**随時登録可能**。特設HPは全ト協HPバナーから、または「トラック氷河期」で検索してください）	既にハローワークに求人票を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。 但し、ハローワークの求人票は有効期限があり（受理日の翌々月末）、期限経過後も求人をする場合は求人票の再提出が必要です。 再提出後は全ト協特設HPへも再登録してください。
3	キャリアコンサルティング	キャリアコンサルティングを受ける		
4	訓練① 資格取得 大型、中型、準中型いずれかの運転免許取得	①教習所に入所（合宿教習のみ） ②運転免許試験場にて運転免許取得		
5	訓練② 座学訓練	トラック運送業に関する基礎知識等の講習を受講		
6	訓練③ 職場体験	職場体験会に参加	職場体験会の開催 ※訓練生の居住地を勘案し、登録事業者のうち一部の事業者に開催を依頼させていただきます。	各ト協から登録会員事業者へ、職場体験会の実施の依頼をします。実施するプログラムの具体的内容については別途ご案内いたします。
7	採用試験・面接	提示された求人票から、就職を希望する事業者の採用試験受験をハローワークへ申込み	採用試験の実施 （正社員としての採用が望まれます）	登録事業者の求人情報を優先的に、事務局から訓練生に提示します。訓練生の希望により、ハローワークから登録会員事業者へ紹介連絡があります。

中小トラック運送事業者の皆様へ

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業）

低炭素型ディーゼルトラックの導入で補助金申請ができます！

低炭素型ディーゼルトラック(※)を購入またはリースで導入した場合、補助金申請ができます。

対象：令和３年４月１日～令和４年１月31日に新車新規登録された事業用車両

本事業は、中小トラック事業者が低炭素型ディーゼルトラック(※)を導入し、エコドライブを含む燃費改善の取り組みを継続的に実施・改善する体制を構築することにより、二酸化炭素の排出削減を図り、地球環境保全に資することを目的とした補助事業です。

必要な書類をそろえて申請いただき、審査を通過すると補助金が交付されます。

※低炭素型ディーゼルトラック

2015年度燃費基準を大型車は+5%以上、中型車及び小型車は+10%以上達成した車両

具体的には、排出ガス規制識別記号が、下記の新車新規登録車両

車型区分(車両総重量)	補助対象となる排出ガス規制識別記号
大型 (12t 超)	「2PG」「QPG」「2RG」「2TG」
中型 (7.5t 超～12t 以下)	「2RG」 「2TG」
小型 (3.5t 超～7.5t 以下)	「2RG」 「2TG」

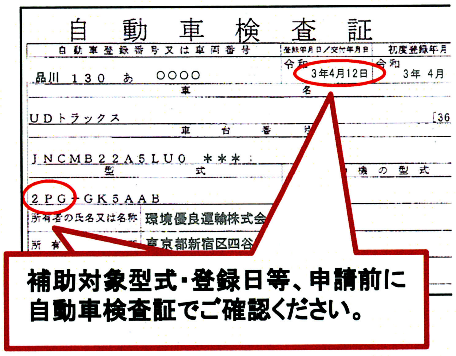
自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日／交付年月日	初度登録年月
品川 130 あ 0000	令和 3年4月12日	令和 3年 4月

車名：UDトラックス

車台番号：JNCMB22A5LU0 ＊＊＊

型式：2PG-GK5AAB

所有者の氏名又は名称：環境優良運輸株式会

所有者の住所：東京都新宿区四谷

・令和３年４月１日から令和４年１月31日の間に新車新規登録された事業用車両で所有権が留保されていないこと。

・型式に「改」の付く車両は、公募要領にて適否を確認ください。

■j-Grants（補助システム）で申請する場合は、J-Grantsサイトよりアクセスください。

■電子メール申請の場合は、事前登録が必要です。弊機構ホームページを参照ください

概要

・受付期間：令和３年５月２８日～令和４年１月３１日まで
・申請台数：1事業者あたり２台
・予算額：約28億円
・廃車を伴わなくても補助金申請ができます。（廃車の有無により補助金額は異なります）
・リースの場合は、リース会社（所有者）が申請者となり、リース料金の減額によって運送事業者に補助金を還元します。
・審査は申し込み順に行いますが、予算残額が2割程度に達した場合には当該日付以降は申し込み順の審査は行わず、当該日付から令和4年１月３１日までに申し込みのあったすべての申請を対象に審査を行います。また予算残額を超える申請があった場合には、抽選により補助事業者を決定します。
・受付状況、予算残額は、弊機構ホームページをご覧ください。　⇒ ⇒

参考：基準額

・低炭素型ディーゼルトラックの基準額は、車型区分・廃車の有無によって異なります。（下表参照）

車型区分（車両総重量） ＼ 基準額		廃車の有無（廃車要件は下記を参照）	
		廃車有	廃車無
大型（12t 超）	2RG、2TG	75 万円	50 万円
	2PG・QPG	50 万円	37.5 万円
中型（7.5t 超～12t 以下）	2RG 2TG	42 万円	28 万円
小型（3.5t 超～7.5t 以下）		15 万円	10 万円

廃車要件（廃車（永久抹消）を伴う場合）

・平成２２年度以前初度登録の事業用トラックであること
・令和３年４月１日～令和４年１月３１日の間に廃車（永久抹消）するもの
・所有者名が新車登録する車両の所有者名（リースの場合は使用者名）と同一であること
・導入する車両と同じ車型区分以上であること
・廃車するまで過去1年、継続して原則自社で事業用トラックとして使用していたもの
・廃車日の6カ月前の期日における自動車検査証が有効であり、一定距離の走行をしていること
その他詳細は、弊機構ホームページを参照ください。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■　問い合わせ先　■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

LEVO
一般財団法人 環境優良車普及機構　低炭素型ディーゼル車普及事業執行グループ
ＴＥＬ：０３（５３４１）４５７７　　ＦＡＸ：０３（５３４１）４５７８
メールアドレス：hojokin@levo.or.jp
ホームページ：http://www.levo.or.jp/fukyu/hojokin/r3_index.html

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の５つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の５つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の５つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、**「職場における感染防止対策の実践例」**を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため**「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」**を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された**「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」**にご相談ください。

～取組の５つのポイント～

実施できていれば☑	取組の５つのポイント
□	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
□	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
□	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
□	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『５つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
□	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

厚生労働省　　都道府県労働局・労働基準監督署　　R3.5

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

リーフレットは
厚生労働省ホームページから
ダウンロード可能です。

職場における感染防止対策の実践例

○　体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）

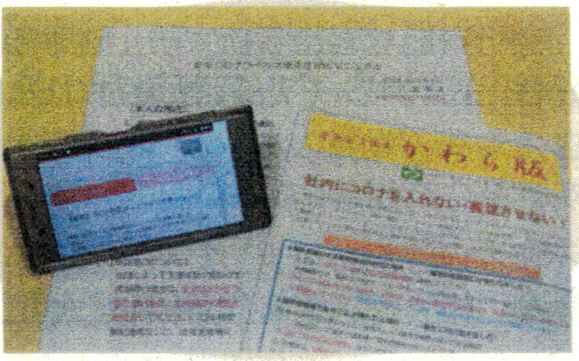

- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。

[手順]
①感染リスクのある社員の自宅待機
②濃厚接触者の把握
③消毒
④関係先への通知など

手順全文は
（独）労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

体調確認アプリの活用（その他の事業）

- 従業員が日々の体温等の体調を入力し、管理者が入力状況を確認できるアプリを活用して、体調に異常のある者に対して在宅勤務やかかりつけ医への電話相談等の対応を促している。

※本事例では、長崎県健康管理チャットサービス（N-CHAT）を使用

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）

- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

○　密とならない工夫

ＩＴを活用した対策（建設業）

- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。３密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ＩＴを活用した説明会の開催（その他の事業）

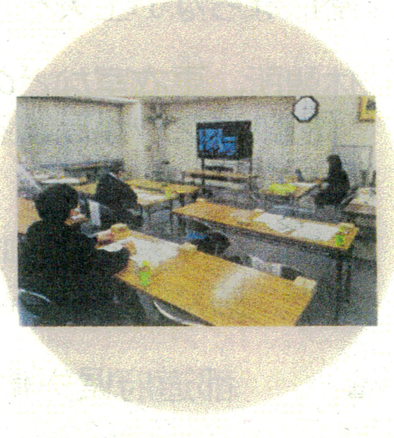

- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○　感染リスクが高まる「５つの場面」を避ける取り組み

※　職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）

➢ 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

昼休みの時差取得（製造業）

区分	就業時間	休憩時間	労働時間
1直	7:00 ～ 16:00	① 11:00 ～ 12:00 ② 11:30 ～ 12:30	8.0Hr
2直	16:00 ～ 1:00	① 20:00 ～ 21:00 ② 20:30 ～ 21:30	8.0Hr

※休憩時間の３密回避のため，時間帯を二つに分けることとする

➢ 休憩時間の３密回避のため、労使協議の上、休憩時間帯を２つに分けることとした。

○　感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）

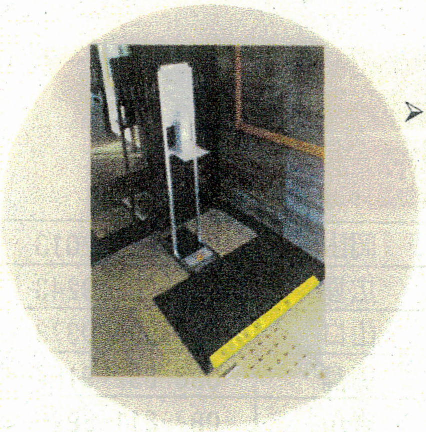

➢ 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）

➢ 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○　その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

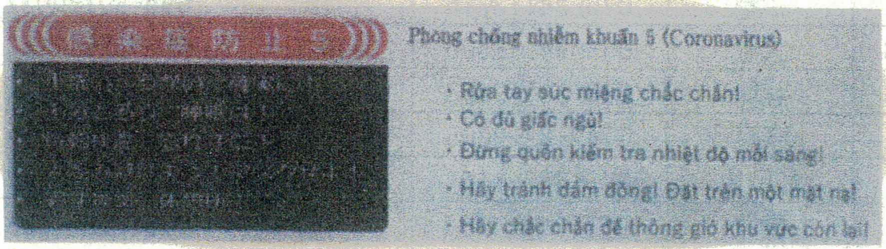

➢ 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項目	確認
1 感染予防のための体制	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・労働者が感染予防の行動を取るように指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策	
(1)事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」	
・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2)感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。	

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。

職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間　平日（月～金曜日）　午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
＜学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター＞　0120－60－3999

陸災防香川県支部会員の皆様へ

広報誌のご案内

お役立ち
安全衛生情報をお届けします

お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部よりＥメールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、ＦＡＸにてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先　陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部
▷▷▷ＦＡＸ　０３－３４５３－７５６１

事業場名または **個人名**			
電話番号		**ＦＡＸ番号**	
都道府県			
メールアドレス			

（注）　次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合せ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページをご覧ください。

http：//www.rikusaibou-kagawa.jp/　　陸運労災防止協会香川　検索

お問い合わせ先

厚労省所管　災害防止団体　**陸運労災防止協会香川県支部**
TEL　０８７−８５１−６２５１

会員名簿の変更等について

3年7月1日

当協会発行の会員名簿（令和3年度版）について、下記のとおり変更等をお願いします。

（一社）香川県トラック協会

ページ	会　社　名　他	変　更　内　容
4	香川ビジネスサービス㈱	【　代表者　】 溝　口　　浩　嗣
14	関汽運輸㈱ 香川支店	【　代表者　】 奥　園　　浩　二 ＊指定代表者は変更なし
24	宇和島自動車運送㈱ 瀬戸大橋営業所	【　代表者　】 石　田　　稔 ＊指定代表者は変更なし
30	光穂建設㈱	【　代表者　】 森　本　　真　也
40	四国明治大和倉庫㈱ 財田営業所	【　訂　正　】 TEL（0875）67-0224　FAX（0875）67-0225
索引8	森実タウンサービス㈲ 坂出営業所	【　訂　正　】 森実タウンサービス㈱ 坂出営業所

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛（TEL:087-851-6381）ご連絡下さい。